



サイトブロック命令と基本権： オーストラリアの導入例

グレアム・W・オースティン

オーストラリア・メルボルン大学法学部教授

ニュージーランド・ビクトリア大学ウェリントン民事法講座主任



概要

1. 権利が重視される時代における、著作権の「バーゲン」
2. オーストラリアにおけるサイトブロック命令制度の概略
3. 人権に対する一貫性についての議会の分析
4. 表現の自由の権利
5. 公正な聴聞会に参加する権利
6. プライバシー権
7. 著作者の人権およびサイトブロック命令の有効性
8. 結論



オーストラリアでの導入例を通じて、サイトブロック命令は人権へのコミットメントと両立可能であることが示唆されます。



1. 権利が重視される時代における、著作権の「バーゲン」

英国初の著作権法であるアン条例において想定された「社会的契約」とは、「著作者が、一定の期間に限り、著作を読書人に提供する代価として、独占権を獲得する」というものでした。

IceTV Pty v Nine Network Australia Pty Ltd (2009) 239 CLR 458 at [25].



著作権について厳密に検討すると、他の種類の権利についても考慮する必要があります：

- **表現の自由の権利**
- **情報アクセスの権利**
- **教育を受ける権利**
- **障がい者の権利**
- **原住民の権利**



サイトブロック命令を含む、権利侵害の是正を目的とする新たな手段は、以下をはじめとする他の権利に関連する可能性があります：

- **公正な聴聞会に参加する権利**
- **事業活動を行う権利、および**
- **プライバシー権**



サイトブロック命令に反対する意見において、サイトのブロックを命じることは人権を損なう危険性があるとの指摘は正しいものです。

しかし、人権を尊重すればサイトブロックを導入できなくなるという指摘は正しくありません。



2. オーストラリアにおけるサイトブロック命令制度の概略

オーストラリアの1968年著作権法(Cth)において、著作権所有者は、裁判所が合理的だと認める範囲において、外国のウェブサイトに対する購読者のアクセス権限を無効にするために必要な措置をインターネットサービスプロバイダに要求する禁止命令を申し立てることができます。

その場合、かかるウェブサイトのロケーションにおける主要な目的、または(2018年以降は)その主要な効果が、著作権の侵害行為を促すものでなければなりません。



サイトブロック命令は、著作権の生態系の一部です。

サイトブロック命令は、著作物をやり取りする市場の機能を持続させるための一つのツールです。

ノー・フォルト(無過失)・レジーム:ISPにおける過失は問われません。

非常に詳細な法制度です。



- 「意図的に、規範的な法律である」
- 「著作権所有者が提起した具体的な懸念に対する、適切な対応であることを意図した制度である」
- 「著作権所有者の権利を明白に侵害するオンラインロケーションにおける、著作権を侵害するコンテンツへのアクセスを防止するために、具体的かつ対象を絞った救済策を提供するための制度である」

Revised Explanatory Memorandum, Copyright Amendment (Online Infringement Bill) 2015 (Cth), at 2.

1. 侵害行為または侵害を手助けする行為の深刻性
2. 当該のオンライン上のロケーションが、ディレクトリを提供するか、またはディレクトリが含まれているか
3. 当該サイトの所有者または運用者が、全般的に著作権を無視しているか
4. 当該のオンライン上のロケーションへのアクセスが、海外の裁判所による類似の命令により無効となっているか
5. アクセスを無効にすることが、当該の状況において比例的な対策だといえるか
6. かかる禁止命令が、特定の人物または集団に対して及ぼす影響
7. かかるアクセスを禁止することが、公共の利益に合致するか
8. 著作権所有者が、当該ウェブサイトの運用者に対する通知の要件を遵守したか
9. 1968年著作権法(Cth)に基づき他の救済策が存在するか



- 「サイトブロック命令の対象となるのは、著作権を意図的かつ明白に侵害するオンライン上のロケーションのみである」
- 「意図せぬ侵害を対象とすることを意図しない」

Explanatory Memorandum, Copyright Amendment (Online Infringement) Act 2018 (Cth) at 4.



3. 人権に対する一貫性についての議会の分析

オーストラリア議会においては、人権合同委員会がこの法案につき、オーストラリアが加盟する国際的な人権関連の規約との一貫性について精査しました。

Human Rights (Parliamentary Scrutiny) Act 2011 (Cth)



- **市民的及び政治的権利に関する国際規約**
- **経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約**
- **あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約**
- **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**
- **拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約**
- **児童の権利に関する条約**
- **障害者の権利に関する条約**



同委員会では、**2015年修正著作権(オンライン侵害)法(Cth)**を精査するにあたり、以下の事項に主に焦点を当てました:

- 意見と表現の自由に関する権利。および、
- 公正な聴聞会に参加する権利。(この権利が考慮された主な理由は、対象となるウェブサイトの運営者が訴訟の当事者である必要がないためです。)



人権を制限する施策は、以下を満たす必要があります：

- 法律で定められていること。
- 正当な目標を達成するためのものであること。
- 明示された目標と合理的に関連していること。および、
- かかる目標を達成する上で、比例的な方法であること。

同委員会は、以下の結論を下しました：

- オンライン上の著作権侵害を低減することは、正当な目標である。および、
- サイトブロック命令は、オンライン上の著作権侵害を低減するという目標に対し、合理的に関連している。



同委員会は、サイトブロック命令制度が、かかる目的を達成する上で比例的な方法であるかについて、更なる情報提供を求めました。

さらに、この法案が、意見および表現の自由の権利と、公平な審判を受ける権利に対して比例的な制限を加えるものであるかにつき、法務大臣の助言を求めました。

同委員会は、さらに提供された情報に基づき、サイトブロック命令の制度が他の利用しうる施策と比較して、オンライン上の著作権侵害という問題に対して比例的な対応であると結論付けました。

人権に関する問題点に対する、重層的な検討

- 法案の注釈における、人権コンプライアンスに関する分析
- 人権に関する問題点について指摘する様々な団体からの提出文書
- 議会の人権合同委員会による検討
- 合同委員会からの質問に基づく、法務大臣による分析
- 法務大臣の返答に基づき、議会の人権合同委員会による更なる分析

4. 表現の自由の権利

1. 教育や業界規制といったその他の手段は、サイトブロック命令を補充するものではありませんが、著作権を侵害するコンテンツの供給を停止させる手段とすることはできません。
2. 著作権を侵害するコンテンツの供給を停止させることで、消費者に対し、正当なコンテンツ供給元を利用するように促すことができます。
3. 個人の著作権侵害者に対して直接訴訟を起こす方法は、一次的な侵害者が多数に上り、回復可能な損害の水準が低いことを考慮すると、オンライン上の著作権侵害に対処する上で効果的とは言えません。
4. サイトブロック命令は、他人が所有する所有権を侵害する場合を除き、アイデアへのアクセスを制限しません。

5. オンライン上のサイトに正当なコンテンツと著作権を侵害するコンテンツの両方が含まれている場合、裁判所は、特定のページまたはインデックスのみを対象とするように禁止命令を調整する権限を持ちます。禁止命令を下す権限は、「偶発的な著作権侵害行為を摘発することを意図していません」

6. 国際私法の複雑性や、著作権者が権利を行使するために海外の裁判所に出廷する際の費用を考慮すると、海外に拠点を置くオンライン上のロケーションに対して著作権侵害の訴えを起こすことは、多くの場合、著作権所有者にとって現実的な対策とは言えません。

7. オーストラリア連邦裁判所は、サイトブロック命令を下すべきかを判断する際、事前に様々な要素を考慮します。



以上の背景に基づき、同委員会はオーストラリアにおけるサイトブロック命令制度につき、「表現の自由の権利に矛盾しないであろう」と結論付けました。

5. 公正な聴聞会に参加する権利

- ただし、オンライン上のロケーションの運営者を特定することが、そもそも不可能な場合もあり得ます。

かかる状況において、公正な聴聞会に参加する権利を考慮してサイトブロック命令を下すことができなければ、著作権所有者に対して実行力のある救済措置が存在しないこととなります。

6. プライバシー権

オーストラリア議会によるサイトブロック命令制度に対する精査において、合同委員会はプライバシー権について直接的に検討しませんでした。

プライバシー権は、人権に関する国際的な規約により認定されており、その内容に基づきオーストラリアの新たな法案が精査されました。

- 国際人権規約第17条では、個人の私生活、家族、住居、もしくは通信に対して、恣意的または不法に干渉することを禁じています。



人権に関する合同委員会では、テクノロジーの使用に関して個人のプライバシー権を制限することを政府が命じる場合、そのアプローチは以下の要件を満たさなければならないとされました:

- 政府における当該の目的を達成するために、権利を制限する程度が最少となる方法を選択すること。および、
- 適切な保護策を講じること。

代替策その1: ISPに対し、著作権を侵害するコンテンツの有無を監視する直接的な義務を課す。

著作権を侵害するコンテンツのトラフィックを監視するように、ISPに義務付ける。

- 著作権を侵害するコンテンツを監視する法的な義務を課さないことは、ISPを保護し、運営コストを引き下げる効果を持つ。さらに、購読者のプライバシーを保護する効果も持つ。
- 国際的な著作権法に抵触する。

サイトブロック命令制度は、個人を対象とするのではなく、コンテンツを対象とするものです。

- この制度は、コンテンツの利用可能性に焦点を当てたものであり、当該ウェブサイトへの接続に対してサイトブロック命令を要求する契機となる、ISP購読者の行動を対象とするものではない。
- 提案された法案では、どの個人ユーザーが当該ウェブサイトへのアクセスを試みたかを監視することを命じる規定がない。
- ただし、すべての購読者が著作権を侵害するコンテンツにアクセスできないようにするための技術的なソリューションを導入することは許可される。
- 著作権侵害の深刻度は、「テスト」のダウンロードまたはストリームによって確認することができる。購読者による当該ウェブサイトの使用自体を対象にする必要がない: *Roadshow Films Pty Limited v Telstra Corporation Limited* [2020] FCA 507 (Madman Anime filmsに関する訴訟)

代替案その2: 著作権侵害者に対する直接的な民事訴訟。

- 購読者に対して訴訟を提起する場合、または、許容される限りにおいて催告状が送付される場合、かかる購読者はただちに、自らのインターネット利用およびダウンロードの行動が監視されていることを知ることになる。

代替案その3:スリー・ストライク(三振)方式。

- リスク／コストが低いが、個人の著作権侵害者を特定する点に変わりはない。
- このプロセスの中心となるのは、著作権侵害者によるダウンロードサービスの私的な利用に関する情報である。

サイトブロック命令は、個人のオンライン上の活動に関する情報にアクセスすることなく、判決を下し、効力を持たせることができます。この場合、プライバシー権はまったく侵害されません。



7. 著作者の人権およびサイトブロック命令の有効性

世界人権宣言は、次のように述べています：

- すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

この規定は、拘束力を持つ規約である経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) の第15条(1)(c)でも確認されています。



著作者の「物質的利益」には、著作者がその創作物に対して代価を支払う聴衆を見つけられる限りにおいて、かかる聴衆からの支払いによって自らの知的財産から収入を得る権利が含まれます。

著作者に対する人権の保護および著作権の保護は、その内容が同一でないにせよ、主な側面においては共通しています。

国連の経済的、社会的及び文化的権利委員会では、この権利につき以下のように述べています：

- 「芸術および科学の創作者による積極的な貢献と、社会全体の進歩を促進するためのものである」。
- また、この権利は、「文化的な生活を営む権利、科学の恩恵を享受する権利、自らが自由に選択した仕事により収入を得る機会、および十分な報酬を受ける権利といったその他の権利と内在的に関連しています」



この権利は、「資産を所有する権利、および表現の自由の権利(あらゆる種類の情報およびアイデアを探し、受け取り、提供する権利を含む)」および、「個人の人格を完全に発達させる」権利にも関連しています。

Comm. on Econ., Soc., & Cultural Rights, *General Comment No. 21: The Right of Everyone to Take Part in Cultural Life*, art. 15(1)(a), U.N. Doc. E/GC.21/2005 (Jan. 12, 2006).



このために、著作物に対する**効果的な保護**が必要です。

著作権保護は表現の自由の権利をはじめとする基本権を侵害するものだと強調する人々は、物事を一面的に捉えていると言えます。



オーストラリアでは以下のように言われています：

- 提案された修正案は、著作権所有者による著作権の行使に対する保護を強化することで、創作物に対する精神的および物質的な利益を受ける権利を促進するものです。
- **著作権侵害は、多くの場合に、創作者およびそのライセンス供与者における売上の減少をもたらすものであり、彼らの文学的または芸術的な生産物に対する物質的な利益の保護を損なうものです。**

Explanatory Memorandum, *Copyright Amendment (Online Infringement) Act 2018* (Cth), at 6.



有効性および比例性:

サイトブロック命令の効果性は通常、比例性の問題に関連付けられます。

サイトブロック命令が著作権の侵害行為を大幅に軽減することを示唆する証拠は、サイトブロック命令が著作権侵害という問題に対して比例的な対策であるとのオーストラリア議会の結論を支持するものだと言えます。



有効性および著者の人権は、ICESCRにおいても認められています：

法的な保護は、著者が「著作物に由来する精神的および物質的な利益」を獲得する上で効果的でなければならない」

Comm. on Econ., Soc., & Cultural Rights, *General Comment No. 21: The Right of Everyone to Take Part in Cultural Life*, art. 15(1)(a), U.N. Doc. E/GC.21/2005 (Jan. 12, 2006).

8. 結論

- オーストラリアの導入例は、サイトブロック命令がこの深刻な社会的、経済的問題に対する比例的な対策であることを示唆しています。
- 比例性は制度の設計によって強化されます
- ブロッキング命令を下す司法権は制限されています
- 公共の利益の重要さは裁判所が考慮する詳細な法的要因に反映されています
- オーストラリアの導入事例はブロッキング命令は深刻な事例に対して下されるものであると示唆しています。



- つまり、オーストラリアが導入したサイトブロック制度は、容認できない程度に基本権を制限するものではありません。
- 世界人権宣言で認められ、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約においてさらに重視されている *著作者自身の権利* に対する認識の深まりも、この結論をさらに支持するものだと言えます。



ありがとうございました。